

○議長（小林哲雄）

日程第6 議案第22号 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴い、町条例の一部を改正する必要が生じたため、条例の一部改正を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

環境防災課危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、議案を朗読させていただきます。議案第22号 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年5月26日提出、開成町長、府川裕一。

今回の改正内容ですけれども、非常勤消防団員の処遇を改善するため、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額が従前よりも一律5万円、最低支給額20万円に増額されたことに伴い、改正を行うものでございます。

では、1枚おめくりください。開成町条例第 号。開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

裏面をお開きいただきたいと思います。改正前の表がございまして。こちらに一律5万円を加算した額が前のページの改正後の金額の表となります。ただし、一枠だけ5万円足していない、5万6,000円足しているところが、勤務年数5年以上10年未満の団員の欄、ここが5万6,000円を加算してございます。

次に附則です。第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例による改正後の開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

第3項、平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新

条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

説明は以上になります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の提案の部分では、増額という部分で処遇を改善することは大変いいことかなという部分で、消防団が減っている中で、いい提案だなというふうに理解しているところであります。

そのような中で、附則の内容について、ちょっとお聞きしたいんですが、内容については26年4月1日以降というのが鍵になるのかなと思います。ある意味、遡及効の原則ではないですけれども、4月5日以降、今日から4月1日の間に該当する人は新しい条例の金額が支給されて、4月1日前に退職した人は従前の金額ということで理解するんですが、今回、附則の部分にこういう文言を入れたという経緯というものをお聞きしたいのと。あと対象者が実際にいるのかどうか、そこを2点、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

この附則についての文言を加えたというのは、前回、ちょっと年数が定かではないんですけれども、この退職報償金を改正したときに同じ附則がついていますので、そこらへんは変えてございません。ご指摘の、ではこれをつくって、対象者がいるかということなんですけれども、実際のところは、既に3月中に退団された方が主で、この間に4月1日以降、退職表明された方はいらっしゃいませんので、実際のところは該当者がいないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。対象者がいないということで理解はするところなんです、従前の附則をそのままもってきて、今回、議会に提案しているという部分では、ちょっと理解ができないんですが、本来であれば、この附則自体がおかしな話であって、例題をそのままもっていてもしょうがないと思うんですよ。本来であれば、今日の5月会議ではなくて、3月会議に提案をしていれば、こういう附則がつく必要はなかったのかなというふうに理解するところなんです、そこら辺、従前がこういうやり方だから、こういうのでいいんだよという示し方を考えていたのか。今、自分が言ったような部分、その前に期日が来る前、4月1日が来る前に、改正の提案をして、4

月1日からというのが本筋だと自分は思っていますので、今回の手続はちょっとおかしいのかなという部分で、もし手続的におかしいところがあるのであれば、次から示し方というのをもう少しクリアにしていって、特例の特例みたいなものを附則に入れて、どうしても対象者がいて、その人をフォローするためにこういう附則がつくのであれば理解するんですが、今、答弁の中ではいないということなので、だったらなおさら、もっと前に提案をするべきだというふうに、今日の条例の提案の中で感じましたので、ぜひそれは気をつけてもらいたいという言葉がいいのかどうか、回答のほう、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、山田議員の質問にお答えします。基本的に最近、給与条例の改正が少ないので、提案として、なかなか数が出てこないのも、目新しい感じがするかもしれませんが、基本的には、職員の給与なんかも、人事院勧告のところで、過去にさかのぼって上げる場合は、基本的にこういうことを使います。法制的には、過去にさかのぼって対象にする場合に使う条例ということで、消防団員の関係は毎回これを使うのは、基本的に手続的には、こういった上からの通達がおくられてきた中で、適用を4月1日にさかのぼってする場合には第2項でそういった形でやると、その間に支払いが生じる例がありますので、全国どこの自治体も第3項で、その場合に払った場合は内払いとする。そういうような形で条例をつくることになっていますので、こちらの不手際ということではありません。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。役場としてはちゃんとやっているということで、要するに上のほうからの降りてくる情報というのですか、それが遅いからこういう形になっているんだという言い分だと思うんですが、でも、示す中では、そういう部分は密にした中で、もうちょっと上のほうに問いかけたほうがいいのかと、こうだからこういうふうにやっているんですよではなくて、やはりもうちょっと流れの中でできることではないのかなというふうに思いますので、ぜひ、それは改善していくべきだというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

答弁ありませんか。よろしいですか、ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第２２号 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決しました。